

## 1 教育・保育の量の見込み

## ①これまでの利用実績

単位：人(%)

項目 調査年	就学前 児童数(全体)	幼稚園 児童数(割合)	3-5歳保育施設 児童数(割合)	0-2歳保育施設 児童数(割合)	在宅子育て 児童数(割合)
H23	1,865(100.0)	405(21.7)	526(28.2)	295(15.8)	639(34.3)
H24	1,809(100.0)	394(21.8)	558(30.9)	283(15.6)	574(31.7)
H25	1,765(100.0)	340(19.2)	559(31.7)	296(16.8)	570(32.3)
H26	1,707(100.0)	304(17.8)	546(32.0)	308(18.0)	549(32.2)

(各年4月1日現在)

資料：子育て推進課調べ

ここ最近の利用実績をみると、幼稚園・保育所等を利用する割合は、就学前児童数全体の約68%で、今後もこの傾向で推移するものと考えられます。また、幼稚園児童数は減少傾向にあり、保育施設児童数が増加傾向にあります。特に0-2歳の保育施設の需要については、今後増加するものと考えられます。

## ②ニーズ調査による利用意向割合

単位：人(%)

	ニーズ調査 標本数(全体)	幼稚園 希望数(割合)	3-5歳保育施設 希望数(割合)	0-2歳保育施設 希望数(割合)	在宅子育て 希望数(割合)
利用意向	634(100.0)	126(19.9)	144(22.7)	168(26.5)	196(30.9)

※H25実施のニーズ調査結果より

利用意向の算出にあたっては、ニーズ調査結果を基に、国が示す算出方法で積算したものであり、多少利用実績とは乖離があります。教育・保育施設等の利用希望総数の約70%の方が保育施設等希望しており、特に0-2歳保育施設を希望する割合が多くなっています。

○これまでの利用実績、ニーズ調査による利用意向割合及び今後の就学前児童人口推計から、教育・保育の量の見込みを次のとおり設定します。

単位：人

項目 年	就学前児童数 (推計人口)	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
H27	1,655	290	525	310
H28	1,629	290	520	305
H29	1,606	285	515	300
H30	1,580	280	510	295
H31	1,555	280	500	290

【1号認定子ども】満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども

【2号認定子ども】満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

【3号認定子ども】満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

## 2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○教育・保育提供区域は新庄市全域を1つの区域とし、先に設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、以下のように設定します。

単位：人

			1年目(平成27年)			2年目(平成28年)			3年目(平成29年)		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み(必要利用定員総数)			290	525	310	290	520	305	285	515	300
② 確保の内容	給付対象	教育・保育施設 (幼稚園、保育所等)	220	430	160	220	470	145	215	505	150
		地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	-	10	10	-	10	90	-	10	150
	給付対象外	確認を受けない幼稚園	70	-	-	70	-	-	70	-	-
		認可外保育施設	-	85	140	-	40	70	-	0	0
②-①			0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

			4年目(平成30年)			5年目(平成31年)		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み(必要利用定員総数)			280	510	295	280	500	290
② 確保の内容	給付対象	教育・保育施設 (幼稚園、保育所等)	210	500	145	210	490	140
		地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	-	10	150	-	10	150
	給付対象外	確認を受けない幼稚園	70	-	-	70	-	-
		認可外保育施設	-	0	0	-	0	0
②-①			0	0	0	0	0	0

### ○確保の方策

- ・現在、給付対象外の認可外保育施設に入所している児童(約230人)については、今後3年間で、認可保育所や地域型保育事業などの給付対象施設移行へ向けた取り組みを行い確保します。
- ・少子化の動向や3歳未満児の保育需要を踏まえ、公立・民間立保育所のそれぞれが担う役割を重視しながら、施設の改編や定員の見直しを行い確保します。